

# 目黒区深沢区民農園 利用案内

深沢区民農園は、土地所有者のご厚意により貸していただいている土地です。付近の方の迷惑とならないように、気をつけてご利用ください。

日頃、よく手入れしていればこんなに立派な野菜が採れます。でも、手入れをしないとすぐ雑草が伸びて、害虫が出てしまい、まわりの区画へ迷惑をかけることとなります。それに、たまにしか農園に来ないと草取りだけで大変になって、植付け作業ができなくなってしまいます。何倍もの申込者の中から当たった農園ですから、有効に楽しく利用しましょう。



目黒区都市整備部道路公園課

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

目黒区総合庁舎 本館6階

電話（直通）：03（5722）9775

## はじめに

ご家族で野菜づくりを楽しめる区民農園。土と親しみ、汗を流して育てた手作りの野菜の味は格別です。

この利用案内をよくお読みのうえ、ルールを守って楽しくご利用ください。

## 利用上の注意

- ◎ 区民農園での作付けは、野菜・草花等の園芸作物に限ります。また、営利目的での利用や第三者への又貸しはできません。利用は、申し込みの世帯員に限ります。
  
- ◎ 1ヶ月以上農園を利用しないときや、又貸し・又借りをしていることが明らかになったとき、また、自分の区画以外に関与する等、他の利用者の迷惑となるような行為があった場合などは、利用を取り消すことがあります。
  
- ◎ 利用期間は、4月1日から翌年2月末日までです。利用期間の終わりが近づいたら、作物を片付けて整地をお願いします。2月末の時点で農園に残された作物・工作物等は、翌年度の準備のためすべて処分いたしますのでご注意ください。
  
- ◎ 農園には、駐車場とトイレがありません。路上駐車は、付近の方の迷惑になりますので、自動車で来園することは絶対にしないでください。
  
- ◎ 畑の手入れはこまめに行ってください。手入れをこまめに行わないと、雑草が伸び、害虫が発生して、お隣の区画の方に迷惑をかけることがあります。  
特に夏場は、週に1回以上はお手入れをお願いいたします。  
他の利用者の迷惑とならないようお互いに気をつけて、楽しく利用しましょう。
  
- ◎ 農園から出た野菜クズや持込んだ物などのゴミは、すべて各自で持ち帰って処分してください。
  
- ◎ とうもろこしなどの背の高い作物は、お隣の区画を日陰の状態にし、お隣の区画の方に迷惑をかけることがありますので、注意してください。
  
- ◎ 除草剤・防虫剤等の薬剤は、なるべく使用しないでください。
  
- ◎ 住所が変わったときや、利用を続けることができなくなったときは、お早めにご連絡ください。